

○桜井宇陀広域連合市村長会議条例

平成9年3月31日
条例第8号

改正 平成17年11月7日条例第2号

(設置)

第1条 広域連合長（以下「連合長」という。）の附属機関として、桜井宇陀広域連合市村長会議（以下「市村長会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市村長会議は、連合長の諮問を受けて桜井宇陀広域連合（以下「広域連合」という。）の運営について審議する。

(組織)

第3条 市村長会議は、会長、副会長及び委員2人で組織する。

2 会長及び副会長は、それぞれ連合長及び副広域連合長（以下「副連合長」という。）をもって充てる。

3 委員は、広域連合を構成する市村の長（連合長及び副連合長を除く。）をもって充てる。

(会長、副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、市村長会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該市村の長の任期による。

(会議)

第6条 市村長会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市村長会議は、構成員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 市村長会議の議事は、合意によるものとする。

(庶務)

第7条 市村長会議の庶務は、桜井宇陀広域連合事務局において処理する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、市村長会議の運営に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月7日条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。